【報道資料】

令和７年５月２９日　　奈良県田原本町

（仮称）田原本町小学校給食センター建築工事設計業務委託に関する損害賠償請求（訴えの提起）について

１　訴えの相手方

橿原市葛本町８３５番の１

株式会社礎建築事務所

代表取締役　　南　明

２　事件名

損害賠償請求事件

３　訴えの主旨

（１）相手方に対し、既に支払っている前払金８，０３７，１５０円の返還を求める。

（２）相手方に対し、損害賠償金として２，６７９，０５０円の支払を求める。

（３）相手方に対し、前払金支払いの日から返還の日までの割合で計算した額の利息を求める。

（４）相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

４　概要

本町は、（仮称）田原本町小学校給食センター建築工事設計業務委託について、令和５年１０月２７日に令和６年８月９日までを履行期限とする契約を締結しました。しかしながら、履行期限に業務完了が間に合わないとのことか

ら、相手方の申し出により契約期間を令和６年９月３０日までと変更し、成果品の提出を受けましたが、成果品とみなすことができる履行はありませんでした。その後、本町としては、当初の予定通り令和７年１月の着工の工事入札へ向け、令和６年１０月３１日を期限とする指示を書面にて行いましたが履行はありませんでした。

これにより、当初の予定であった令和８年４月供用開始に間に合わず、再度設計業務を実施する必要が生じました。

このことから、上記「３　訴えの主旨」の内容で、令和７年３月議会で議決を得て、訴訟へ向けた準備を進めており、令和７年６月中の訴訟を予定しております。

尚、本訴訟と並行し、学校給食センター設計業務について、一からの業務を進めており、令和７年４月１日には設計及び施工監理業務について、公募型プロポーザルの募集を開始し、５月３０日には第２次審査を行い、６月中頃には契約締結を行う予定となっております。令和７年度中には設計業務を完了させ、令和８年度から建設工事に取りかかり、令和９年度中の供用開始に向け、新たに学校給食センターの事業を進めています。

【この件に関するお問い合わせ先】
教育委員会事務局教育総務課　安倍
TEL　0744-32-2906